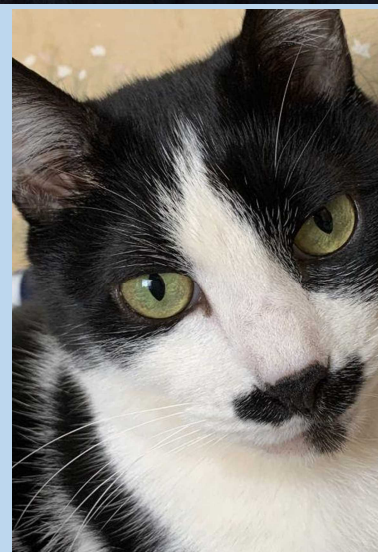
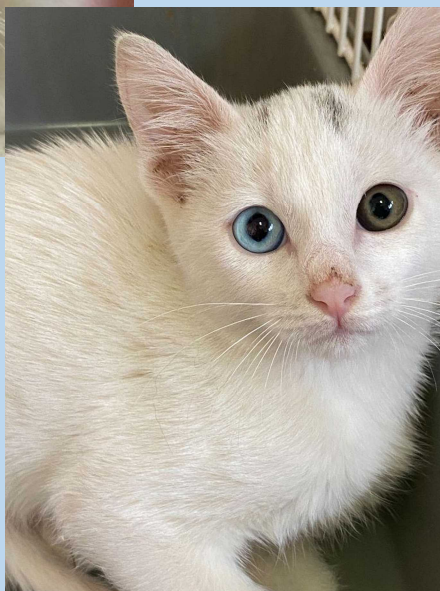
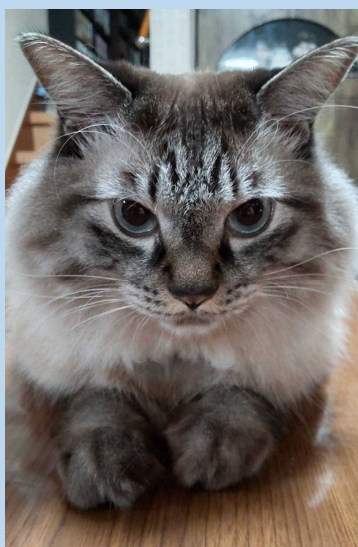
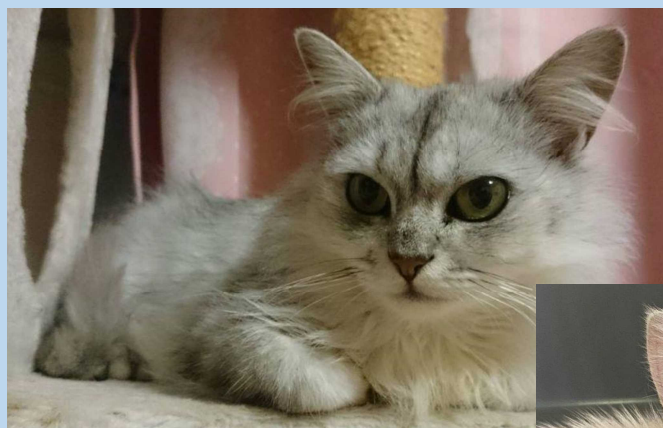


# 猫の飼育・管理に関する マナーとルール



## 目次

はじめに	1
1 猫の定義	2
2 猫の特性	2
3 飼い猫	4
4 飼い主のいない猫	6
5 困ったときの連絡先	10
巻末資料	11

飯能市

## はじめに

近年、多くの猫が家族の一員として大切に飼育されている中で、飼い猫を外に自由に出している場合や無責任な飼い主が飼育を放棄した結果、繁殖を繰り返し、飼い主のいない猫の増加やふん尿による生活環境の悪化などの問題が発生しています。

猫のふん尿などは、飼い主のいない猫だけとは限りません。飼い主がいて、室内飼育されている猫でも出入が自由な猫は、外（他人の庭など）で排泄を行ったり、車やその他の器物損壊、ごみあさりやケンカなどの鳴き声により周辺地域の生活環境の悪化など、飼い主の知らないところで近隣住民などに迷惑をかけていることが多々あります。

また、猫が好きな人、嫌いな人を含め、猫に対する人々の考え方の違いから人間同士のトラブルが発生することもあることから、現在、室内外で生活している飼い猫の適正な飼育と飼い主のいない猫を適正に管理することによって、猫によるトラブルや不幸な猫を減らし、誰もが快適に暮らせるまちを目指して制定しました。

### 虐待は犯罪です。(動物の愛護及び管理に関する法律)抜粋

猫に直接危害を加えるようなことはしてはいけません。

※愛護動物に危害を加えたときは、次の罰則が科せられることがあります。

- ◆愛護動物を殺したり、傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処されます。
- ◆エサや水を与えず酷使させ、健康と安全を保つことが難しい場所におき衰弱させたり、飼養している動物の病気やケガを適切に処置しなかったり、ふん尿を堆積し、又は、他の動物の死体が放置されたところで飼うことやその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。
- ◆愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

# 1 猫の定義

🐾 **飼い猫** 飼い主と居場所が明確であり、飼い主からエサをもらい管理されている猫

🐾 **飼い主のいない猫**

**野良猫** 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫

**地域猫** 特定の飼い主がなく、地域に住み着き、その地域住民などの合意とルールの下で適正に管理されている猫

# 2 猫の特性

🐾 **年齢**

人に換算するとおおよそ1年で20歳になり、その後1年で4歳ずつ年を取ると考えられています。

🐾 **成長**

生後1～2ヶ月	授乳により免疫力が高まります。母・兄妹と接することで猫としての社会性が身に付きます。	ワクチン(1回目)の接種時期です。
生後3ヶ月	そろそろ親から離しても大丈夫です。	ワクチン(2回目)の接種時期です。
生後4～5ヶ月	乳歯から永久歯に生え変わります。	不妊去勢手術に最適な時期です。
生後6ヶ月～	メスは最初の発情があり、オスは生殖能力が備わります。オスはメスの発情に誘われます。	メス猫は、出産可能になります。
生後1年～	大人の猫になります。人間では20歳ぐらいです。	成長が止まります。
生後7歳	老化が始まります。適正なエサを与えるなど、ケアをします。	発病しやすくなります。定期的な健康診断を受けるようにしましょう。

🐾 **寿命**

野良猫は4～5年、飼い猫は10～20年とされています。

🐾 **繁殖**

◆メスは、生後6か月程度で初めて発情し、1年に2～3回発情します。

1回に4～8匹出産します。猫は交尾の刺激で排卵するため妊娠率はほぼ100%です。授乳中でも妊娠することがあり、また親子・兄妹間で繁殖することもあります。

◆オスは、生後7か月程度で発情するようになり、メスの発情に誘われて発情します。

## 🐾習性

- ◆夜行性 昼間は休息し、夜間に活動が活発化します。
- ◆鳴き声 コミュニケーションの一つで、猫同士の会話のほか、発情期の誘い、威嚇、警戒など様々な表現を行います。
- ◆季節発情 メスは、ほぼ決まった時期に数回発情します。
- ◆縄張り争い オスは、縄張り意識が強く、メスの発情期にはオスの活動範囲が広がり、ケンカによるけがや交通事故も多くなります。
- ◆トイレ 乾いたやわらかい土、砂地を好みますが、アスファルトなどの上に排泄する場合があります。
- ◆爪とぎ 気分がリラックスしたり高揚したりしたとき、また、爪の新陳代謝やマーキングが行われるときに見られます。
- ◆マーキング 擦り付けや尿スプレーなど臭いによるコミュニケーション方法で、特に、縄張り意識の強いオスが尿スプレーをしますが、メスでもする場合があります。
- ◆その他 気まぐれで自立心が強いいため、飼い主の言いなりになりにくい動物です。そして神経が繊細で、突然の大きな音や急な環境の変化を嫌います。

### 猫の被害を防ぐには

猫が敷地内に入り込み排泄をするのは、その猫にとって快適な場所だからです。環境を変えてみましょう。

#### ◆忌避剤

猫の嫌いな臭い(市販の忌避剤、コーヒーかす、かんきつ類の皮、木酢液など)をまく。

猫は嗅覚がするどいため効果的ですが、臭いになれてしまうので時々種類を変えます。

#### ◆構造物対策

ネットや市販の猫よけグッズを使う。猫は水を嫌うため水を撒く。トゲのある植物を植える。

#### ◆追い払う

センサー付きブザーや超音波発生器を設置する。

※ひとつの対策で解決することはまれなので、いろいろな方法を試してみましょう。

※埼玉県のホームページで「猫が庭などに入らないようにする方法」と検索すると、忌避方法が複数載っていますので、参考にしてください。



猫を飼い始めるときは、家族が増えるという意識を持ち、最後まで責任を持って飼い続け、いかなる事情が生じても捨てない決意が必要です。また、飼い主のいない猫は飼い主の不適切な飼育による繁殖や逸走、遺棄でも増えることから、飼い主としての責任を自覚し、適正に飼育しましょう。

## 【飼う前に】

### 飼い始める前に将来にわたる飼育の可能性について慎重に判断しましょう。

猫を飼う上で、身体的、経済的事情などにより飼育が困難になる可能性は誰にでもあります。

将来にわたる飼育の可能性について、住宅環境、家族構成の変化、猫の寿命、飼育費用や病気になった場合の治療費などを考慮するだけでなく、飼育が困難になった場合の対策を行った上で、慎重に判断しましょう。

### 猫が嫌いな方やアレルギーなどで近寄れない方がいることも認識しましょう。

猫に対する人々の考え方の違いから近隣トラブルの原因になりやすいので、猫が嫌いな方などがいることを認識し、必ず室内飼育をしましょう。

### 人獣共通感染症の知識と予防方法を習得しましょう。

人獣共通感染症（＝動物由来感染症）とは、人と動物に感染する共通な感染症です。野良猫や野生動物はもちろん、ペットで飼育されている動物も菌やウイルスを持っていることがあります。

#### 予防法

- ① ふん尿は、早めに片付け、清潔な環境を保ちましょう。
- ② 口移しで食べ物を与える、食器を人と共有するなど、過度な接触は避けましょう。
- ③ 動物に触ったら、手を洗いましょう。
- ④ 定期的な健康診断やワクチン接種を受けるなど、感染予防に努めるとともに、猫の健康に注意しましょう。

## 【飼い始めたら】

### 🐾 終生飼育をしましょう。

猫もけがをしたり、病気になったり、年もとります。猫の習性などを理解し、愛情を持って一生世話をしましょう。遺棄すると動物愛護管理法の罰則により罰金が科せられる場合があります。(保護した猫を元の場所に戻すことも遺棄になる場合があります。)

### 🐾 屋内飼育をしましょう。

交通事故や逸走、感染症などから猫を守るため、また、近隣トラブルを防ぐためにも猫は屋内で飼いましょう。

もし、ふん尿のトラブルが発生したり、車にキズをつけるなどの被害を与えてしまった場合、飼い主の責任が問われる可能性があります。

トラブルが発生した場合は、責任をもって対処しましょう。

### 不妊去勢手術をしましょう。

繁殖を望まない場合には、不妊去勢手術をしましょう。不妊去勢手術をしないと、トラブルの原因となるだけでなく、意図しなくとも飼い主のいない猫を増やす原因にもなります。

不妊去勢手術をすると、性格が温和になり、家出やケンカ、泌尿生殖器の病気などが減ります。

### 🐾 健康の保持に努めましょう。

疾病やけがの予防など日常の健康管理に努めるとともに、疾病やけがなど異常を見つけたら、動物病院（獣医師）を受診しましょう。

### 🐾 身元表示を行いましょ。

迷い猫をなくすために、飼い主の連絡先を記入した首輪や名札などを付けましょう。飼い主のわからない猫は飼い主のいない猫と判断される可能性があります。

### 🐾 災害に備えましょう。

災害時においても飼い主の責任の下、飼育・管理をすることが必要となりますので、家族である飼い猫と安全に避難できるように日頃から準備しておきましょう。

◆ エサ、水、容器、リード、携帯用ペットケージ、常用薬、ふん尿の汚物処理用具などの生活用品の準備をしておきましょう。

◆ 携帯用ペットケージに入れることを嫌がらないようにしつけをしておきましょう。

### 🐾 里親になるという方法も検討しましょう。

日本ではまだ毎年たくさんの猫が殺処分されています。ペットショップやブリーダーから購入するだけでなく、埼玉県動物指導センターなどにも相談してみてください。また、民間ボランティア団体などが行う保護猫譲渡会も活用してください。

※多くの場合、譲渡にあたっては飼い主の一定の基準を設けています。また、これまでに掛かった予防接種費用やエサ代などの支払いが必要となる場合もあります。

## 4

## 飼い主のいない猫

安易なエサやりは、エサを食べた猫が周辺で排泄を行うことも考えられます。また、長時間エサを置いたままにすると、他の動物を誘引する原因になるだけでなく、意図しなくとも飼い主のいない猫を増やす原因にもなり、その結果、ふん尿やケンカなどによる鳴き声など、近隣住民などへの被害の拡大にも繋がります。また、飼い主のいない猫が増えると、事故や虐待にあうなど不幸な猫が増えることにも繋がります。

飯能市環境保全条例では「何人も、野犬、野良猫その他の野生動物に対し、給餌などをする事により、他人に迷惑を及ぼし、または周辺の良好な環境を損なうおそれがある場合は、これを自粛するように努めなければならない。」と定めていますので、安易なエサやりをしないよう自粛をお願いします。

## 【野良猫について】

安易なエサやりは、自粛をお願いします。もし、エサやりをする場合は、最低限次のことを行うとともに、近隣住民などの理解を得るよう十分な趣旨の説明を行いましょう。

また、近隣住民などとトラブルが発生した場合は、責任をもって対処しましょう。

## エサやりをする場合の注意点

トイレの設置、ふんの回収などを行い、周辺にふん尿被害などで迷惑をかけることのないようにしてください。トイレの大きさにもよりますが、「猫の数+1」ヶ所のトイレが必要と言われています。

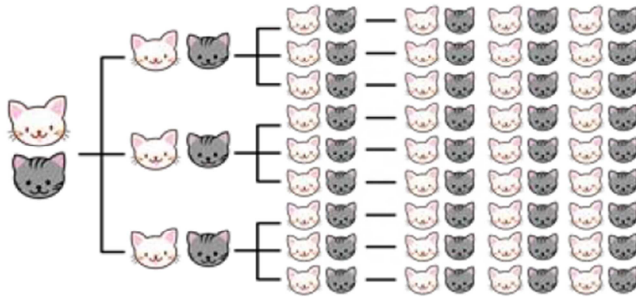
長時間エサを置いたままとする置きエサ行為はやめ、時間と場所を限定し、食べきれぬ分量だけを与えるようにしてください。また、食べ残しはすぐに片付けてください。

野良猫の繁殖を防ぐため、必ず不妊去勢手術を行うようにしてください。

可能な限り、最終的に飼い猫として室内飼育するか、引き取り手探しに努めてください。

## なぜ、エサを与えるだけの世話ではいけないの？

猫は1年に2～3回出産し1回に4～8匹の子を産み、その子猫たちは、また半年で子を産みます。「かわいいから」「かわいそうだから」という理由で1匹の猫を助けようとした行為が、1年で数十匹の集団を作ることになり、不幸な猫を生むことになります。



## 【地域猫について】

地域猫活動とは、地域住民の理解を得た上で、住民やボランティアグループなどが、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫が命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動のことです。

その結果、猫の殺処分が減少し、不幸な猫を減らすことになります。

適切な管理として重要なことは、次のとおりになります。

### 地域住民などの合意

実際に活動を行う人、自治会、猫が嫌いな方、猫の管理に反対な方などに対して十分に趣旨を説明し、地域住民などの理解を得ることで人間同士のトラブルを防止できる可能性があります。

### 不妊去勢手術の実施

不妊去勢手術を行うと、性格が温和になることでケンカや泌尿生殖器の病気などが減ります。

### 対象となる猫の把握

写真を撮るなどして、地域全体で対象となる猫の把握をすると、他の地域から入ってきた猫に早く気づけます。

また、対象となる猫の把握により、エサ代や不妊去勢手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。

### トイレの設置、ふんの回収など

トイレの設置やふんの回収などにより、ふん尿被害が減る可能性があります。

トイレの大きさにもよりますが、「猫の数+1」ヶ所のトイレが必要と言われていきます。



🐾 **時間と場所を限定し、食べきれる分量だけを与えるエサやりと食べ残しの片付け**

決まった時間のエサやりにより、エサの散乱やごみあさを防ぐとともに他の動物の誘引を防ぐことができます。

🐾 **窓口となる人の選定、猫による被害への対応、引き取り手探しなどについてルールの策定**

地域住民などの合意が得やすくなる可能性があります。

※埼玉県のホームページで「地域猫活動実践ガイドブック」と検索すると、埼玉県が発行している地域猫活動実践ガイドブックが載っていますので、参考にしてください。



## 飼い主のいない猫の不妊去勢手術に関する取り組み

### 「TNR」とは

T (Trap/捕獲)、N (Neuter/不妊去勢手術)、R (Return/元の場所に戻す)を行うことで、1代限りとなった飼い主のいない猫が生を全うし、徐々に減るのを見届けるという取り組みです。不妊去勢手術済みの猫は、耳先をV字（さくらの花びらの形）にカットし、再捕獲、再手術を防ぎます。



### 「さくらねこ不妊手術事業(行政枠)」への参加について

飯能市では、平成26年度から公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ不妊手術事業(行政枠)」に参加し、不妊去勢手術費用が無料となるチケットの配布を行い、住民やボランティアと協力しながら、飼い主のいない猫に不妊去勢手術をする取り組みを行っています。

飼い主のいない猫にエサを与えている人が、自らの責任において、近隣住民などに十分配慮した飼い主のいない猫の取扱い(時間を決めたエサやり、トイレの設置・管理、周辺にしたふんの回収など)をすることが、無料手術チケットをお配りする条件です。

ご利用を希望される場合は、飯能市環境緑水課までご相談ください。(チケットの利用状況などによっては、ご希望枚数をご用意できない場合があります。)

### 「猫用捕獲器の貸出し」について

飯能市では、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を推進するために、市民の方が利用できる猫用捕獲器の貸出しを無料で行っています。

ご利用を希望される場合は、飯能市環境緑水課までご相談ください。(台数に限りがあるため、ご希望に添えない場合があります。)

## 5

## 困ったときの連絡先

飼い猫が死んだら	民間のペット葬儀業者	各自でお調べください。
	飯能市クリーンセンター (飯能市大字下畑768番地の1) ※持ち込みにより処理します。(手数料(500円/1体)が発生します。)	Tel 042-973-1010
虐待を見つけたら	埼玉県動物指導センター (埼玉県熊谷市板井123)	Tel 048-536-2465
	飯能警察署 (飯能市大字双柳531番地)	Tel 042-972-0110
猫が迷子になったら	埼玉県動物指導センター (埼玉県熊谷市板井123)	Tel 048-536-2465
	迷子動物検索テレホンサービス	Tel 048-824-2170
	飯能警察署 (飯能市大字双柳531番地) ※拾得物として保護される場合があります。	Tel 042-972-0110
地域猫活動について	埼玉県保健医療部生活衛生課 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 本庁舎4階)	Tel 048-830-3612
さくらねこチケットの利用について	飯能市産業環境部環境緑水課 (飯能市大字双柳1番地の1)	Tel 042-973-2125



## 巻末資料

### 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

#### 一部抜粋

##### （目的）

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持などの動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

##### （基本原則）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性などを考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

##### （動物の所有者又は占有者の責務など）

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性などに応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第7項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的などを達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(犬及び猫の繁殖制限)

第37条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受けられる機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

- 2 都道府県などは、第35条第1項本文の規定による犬又は猫の引取りなどに際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- (1) 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いებაと及びあひる
- (2) 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

## 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年条例第19号）

### 一部抜粋

#### （目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

#### （飼い主などの責務）

第4条 飼い主は、動物の習性、生理、生態などを理解し、動物にみだりに苦痛を与えないよう飼養するとともに、動物が、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は近隣に迷惑をかけないように飼養しなければならない。

2 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

3 動物の所有者は、動物が繁殖してこれを自ら飼養し、又は新たな飼い主を見つけることが困難になるおそれがあると認める場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （県民の責務）

第5条 県民は、動物の愛護に努めるとともに、県及び市町村が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力する責務を有する。

#### （飼い主の遵守事項）

第6条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適正にえさ及び水を与えること。
- (2) 適正に飼養することができる施設を設けること。
- (3) 疾病の予防など健康管理を行うこと。
- (4) 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔に保つこと。
- (5) 異常な鳴き声、悪臭、羽毛などにより、人に迷惑をかけること。
- (6) 逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容に努めること。
- (7) 公共の場所又は他人の土地、建物などを汚損させないこと。

## 飯能市環境保全条例（平成8年条例第4号）

### 一部抜粋

#### （愛がん動物の管理）

第53条 愛がん動物の飼い主(所有者以外の者が管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主」という。)は、周辺の良い環境を損なうことのないよう愛がん動物を管理しなければならない。

#### （飼い主の遵守事項）

第54条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 愛がん動物をその種類及び習性に応じて適正に管理すること。
- (2) 公共の場所などで愛がん動物を運動させる場合は、当該動物のふん尿を衛生的に処理するための用具を携帯すること。
- (3) 前号の場合において、愛がん動物のふん尿により、公共の場所などを汚したときは、直ちに適切な処理をすること。
- (4) 愛がん動物を終生飼養するよう努めること。
- (5) やむを得ない理由により、愛がん動物を飼養することができなくなったときは、飼い主の責任において新たな飼い主を見つけるよう努めること。
- (6) 愛がん動物が死亡したときは、飼い主の責任において適切な処理をすること。

#### （給餌などの自粛）

第56条 何人も、野犬、野良猫その他野生動物に対し、給餌などをすることにより、他人に迷惑を及ぼし、又は周辺の良い環境を損なうおそれがある場合は、これを自粛するよう努めなければならない。

発行年月 令和5年4月

発行 飯能市産業環境部環境緑水課

住所 〒357-8501

飯能市大字双柳1番地の1

電話 042-973-2111